

建設産業ミライ振興支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 建設産業ミライ振興支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、少子高齢化の影響により就業者の高齢化や若年者の入職が進まないなど本道建設産業において課題となっている担い手不足に対応し、建設業団体等が行う担い手の確保・育成に資する取組に要する経費の一部を補助することにより、本道建設産業の持続的発展を図り、地域の安全・安心とともに経済や雇用の安定に寄与することを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助事業を行う者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 一般社団法人北海道建設業協会
- (2) (1)の正会員である別表1に掲げる地方建設業協会
- (3) 別表2のすべての要件を満たす業種別団体

(補助事業及び補助対象経費)

第4条 知事は、補助事業者が行う次の各号に掲げる取組に必要な経費であって、必要かつ相当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、当該補助事業は、国等の補助制度の対象事業として採択されていないものに限る。

- (1) 女性の入職促進に資する取組
- (2) 外国人材の受入に資する取組
- (3) 道外からの移住者の入職促進に資する取組
- (4) 幅広い世代への魅力発信に資する取組
- (5) 新規採用者への初期研修等育成に資する取組
- (6) 資格取得等への支援に資する取組
- (7) デジタル技術を扱う人材の育成に資する取組

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項に定める補助事業に要する経費とする。ただし、別表3に定めるものを除く。

3 補助対象経費については、補助を行う年度の4月1日から3月31日までに執行するものを対象とし、交付決定前に執行した経費を含む。

(補助率等)

第5条 この補助金の補助率等は次のとおりとする。

- (1) 補助金の補助率は、2分の1以内とする。
- (2) 補助金の算定方法は、補助対象経費に前項の補助率を乗じて千円未満の額を切り捨てるものとする。ただし、100万円を上限、10万円を下限とする。
- (3) 補助事業者が複数事業を申請した場合、補助申請できる補助金額は、1補助事業者当たり100万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請する者は、知事に対し、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書(建設第18号様式(昭和49年4月1日北海道告示第812号による告示様式。以下「建設第〇号様式」については同じ。))に別表4に定める書類を添付して別に定める期日までに提出しなければならない。

2 交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定により申請を受理した場合には、その補助金交付申請書等の審査を行い、適当と認めるときは速やかに交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付をしないことを決定したときは、速やかにその決定の理由を付して当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第8条 補助事業者が補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について」(昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達)第1号様式に定める交付の条件のほか、次の条件を付すものとする。

補助事業の内容を変更するときは、あらかじめ補助事業等変更承認申請書(建設第26号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の目的に変更をきたさない場合であって、その変更による増減額が補助対象経費の額の20パーセント以内であるときは、この限りではない(補助金が増額となる場合は除く)。

(事業内容の変更)

第9条 補助事業者は、前条第1号に定める条件により補助事業の内容を変更しようとするときは、補助事業等変更承認申請書(建設第26号様式)に別表4に定める書類を添付して提出しなければならない。

(事業遅延等の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、補助事業等執行遅延(不能)報告書(建設第29号様式)により速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

(補助事業の廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を廃止又は中止しようとするときは、補助事業等中止(廃止)承認申請書(建設第28号様式)により、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

(遂行状況報告)

第 12 条 知事は、必要に応じて、補助事業者に補助事業の遂行状況の報告を求め、又は現地調査をすることができる。

(概算払)

第 13 条 補助事業者は、規則第 9 条第 2 項に定める補助金の概算払の申請をしようとする場合は、補助金等概算払申請書（建設第 30 号様式）に最新の資金収支計画書（建設第 36 号様式）を添付して提出しなければならない。

2 前項の規定による資金収支計画書を確認した結果、資金不足が生じないと認められるときは、概算払を行わないものとする。この場合、概算払をしない理由を付して補助事業者に対して通知するものとする。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、事業が完了したとき（又は補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了の日から 30 日以内（当該事業が第 6 条の規定により補助金の交付申請をする日以前に事業が完了している場合は、当該申請と同時）又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに補助事業等実績報告書（建設第 32 号様式）に別表 4 に定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 第 6 条第 2 項のただし書の規定により、補助金の交付申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかでないとした場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業者は、補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(2) 補助事業者は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合には、消費税等仕入控除額の有無にかかわらず、別記様式により、その金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定日の翌年 6 月 30 日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 15 条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第 16 条 本要綱に関しその他必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

この要綱は令和5年7月5日から施行する。

この要綱は令和7年2月21日から施行する。

別表1（第3条関係）

一般社団法人	札幌建設業協会
一般社団法人	函館建設業協会
一般社団法人	室蘭建設業協会
小樽建設協会	
一般社団法人	空知建設業協会
留萌建設協会	
一般社団法人	旭川建設業協会
一般社団法人	帯広建設業協会
一般社団法人	釧路建設業協会
一般社団法人	網走建設業協会
稚内建設協会	

別表2（第3条関係）

1	統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の「大分類D 建設業」及び「大分類L 学術研究、専門・技術サービス業の小分類742 土木建築サービス業」の業種（別紙）の事業者等で構成される、法律に基づく団体又は任意の団体
2	事務所が北海道内に存在し、構成員の所在地が一市町村に限定されない団体であること。ただし、全国規模の団体の北海道支部等の場合にあっては、当該支部として補助事業を行うこと。
3	設立目的、事業実績、組織体制、財務状況等の面で補助事業を適切に行うことができると判断される団体であること。

別表3（第4条関係）

1	土地の購入及び借上に係る経費（事業実施のための場所等の一時的借上は除く。）
2	建物の購入及び借上、改造に係る経費（事業実施のため会場費等の一時的借上は除く。）
3	役員報酬及び人件費（事業実施に際しての臨時雇用に係る経費は除く。）
4	光熱水費、通信費、消耗品費、広告宣伝費、会費等負担金など、既存事業部門等との区分が不可能な共通経費（補助事業と既存事業部門と明確な経費区分ができるものは除く。）
5	食糧費、接待費等の個人消費的経費及び備品費

別表4 (第6、9、14条関係)

申請書等	添付書類	
	様式番号	名称
補助金等交付申請書 (建設第18号様式)	建設第19号様式	事業計画(実績)書
	建設第22号様式	補助金等交付申請額算出調書
	建設第24号様式	経費の配分調書
	建設第25号様式	事業予算書
	建設第36号様式	資金収支計画書
	—	支出内訳一覧表
補助事業等変更承認申請書 (建設第26号様式)	建設第19号様式	事業計画(実績)書
	建設第22号様式	補助金等交付申請額算出調書
	建設第24号様式	経費の配分調書
	建設第25号様式	事業予算書
	建設第36号様式	資金収支計画書
	—	支出内訳一覧表
補助事業等実績報告書 (建設第32号様式)	建設第19号様式	事業計画(実績)書
	建設第24号様式	経費の配分調書
	建設第33号様式	補助金等精算書
	建設第35号様式	事業精算書
	—	支出内訳一覧表

別紙 (対象業種)

大分類	中分類	小分類
D 建設業	06 総合工事業	060 管理・補助的経済活動を行う事業所 (06総合工事業) 061 一般土木建築工事業 062 土木工事業 (舗装工事業を除く) 063 舗装工事業 064 建築工事業 (木造建築工事業を除く) 065 木造建築工事業 066 建築リフォーム工事業
	07 職別工事業 (設備工事業を除く)	070 管理・補助的経済活動を行う事業所 (07職別工事業) 071 大工工事業 072 とび・土木・コンクリート工事業 073 鉄骨・鉄筋工事業 074 石工・れんが・タイル・ブロック工事業 075 左官工事業 076 板金・金物工事業 077 塗装工事業 078 床・内装工事業 079 その他の職別工事業 (ガラス工事業、金属製建具工事業、木製建具工事業、屋根工事業 (金属製屋根工事業を除く)、防水工事業、はつり・解体工事業、他に分類されない職別工事業)
	08 設備工事業	080 管理・補助的経済活動を行う事業所 (08設備工事業) 081 電気工事業 082 電気通信・信号装置工事業 083 管工事業 (さく井工事業を除く) 084 機械器具設置工事業 089 その他の設備工事業 (築炉工事業、熱絶縁工事業、道路標識設置工事業、さく井工事業)
L 学術研究、 専門・技術 サービス業	74 技術サービス業 (他に分類されないもの)	742 土木建築サービス業 (建築設計業、測量業、その他の土木建築サービス業)

第 年 月 日

北海道知事 様

補助事業者等 (団体等名及び代表者氏名印)

補助金に係る消費税等仕入控除税額について
 年 月 日付け(記号)第 号指令で補助金の交付決定を受けた 事業に
 ついて、同指令条件第 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1	補助金の確定額	金	円
2	補助金の確定時における消費税等仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額	金	円
4	要補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
 なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
 ・ 消費税確定申告書の写し(税務署受付済みのもの)
 ・ 消費税確定申告書付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
 ・ 3の金額の内訳を記載した書面(別記様式別紙)
 ・ 補助事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が5パーセント以下であることを確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合は、その状況を記載
 ()

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載
 ()

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
 なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
 ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署受付済みのもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
 ・ 簡易課税制度の適用を受けている事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署受付済みのもの)
 ・ 補助事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が5パーセントを超えることを確認できる資料

注 間接補助事業等の場合にあっては、集計表(各事業実施主体ごとの1から6までの事項を記載した書面及び別記様式別紙)を添付すること。

補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳

補助事業者等 _____

課税売上割合 95%以上	個別対応方式	一括比例配分方式	課税売上割合	%
--------------	--------	----------	--------	---

区 分	補助対象 経 費 ① 円	①の内訳		②のうち 消費税等 相当額 ③ 円	③の内訳			仕入控除 税 額 ⑥ 円	補助率等 ⑧ %	補 助 金 に 係 る 消 費 税 等 仕 入 控 除 税 額 ⑦ × ⑧ 円
		課税対象 ② 円	非課税 円		課税売上 対応 ④ 円	共通売上 対応 ⑤ 円	非 課 税 売上対応 円			
計							⑦			

- 注1 「③の内訳」欄については、課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合のみ記載すること。
- 注2 「仕入控除税額」欄の算出は、次のとおりとする。
- (1) 課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上の事業者の場合・・・③=⑥
 - (2) 課税売上高が5億円超え、又は課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合・・・④+ [⑤× (課税売上割合)]
 - (3) 課税売上高が5億円超え、又は課税売上割合が95%未満の事業者で一括比例配分方式を採用している場合・・・③× (課税売上割合)